

議案第134号 大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

それでは、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

資料の2ページをご覧ください。

大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の概要ですが、本市ではこれまで、法律の許可申請対象とならないため規制できなかった土砂等の埋立て行為を、条例の許可申請対象とすることで規制してきました。

資料の3ページをご覧ください。

今回、条例改正が必要となりましたのは、宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法に改正、施行され、危険な盛土行為等が全国一律で規制されることとなりましたため、当該法律との整合を図る必要が生じたからです。

資料の4ページをご覧ください。

条例改正の概要ですが、宅地造成及び特定盛土等規制法が全国一律の基準で、スキマのない規制を目的とした趣旨の法律であり、災害

発生の防止については当該法律で十分な規制ができるものであることから、従来条例で規制しておりました災害発生の防止に係る条項を削除します。ただし、当該法律の許可を受けた行為であっても、土壌汚染の防止に関する届出は必要です。また、これまで条例で許可申請の対象としていた規模の土砂等の埋立行為で、当該法律の許可申請の対象とならないものは、引き続き、土壌汚染の防止及び景観保全の観点から、条例の許可申請の対象として規制します。

資料の5ページをご覧ください。

条例改正の施行期日については、規制の空白が生じないよう宅地造成及び特定盛土等規制法の規制区域の指定に係る告示日と同日を考えています。

最後に、周辺自治体の条例改正状況を、表に示しています。

以上で、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。